

## 第2部 各論



### 子ども・子育て支援関連施策の推進



## 第2章 子ども・子育て支援関連施策の推進

### 1 就学前における教育・保育事業の充実

保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた教育・保育の一体的提供や地域子ども・子育て支援事業の充実など多様で総合的な子育て支援を進めるため、これらの推進に関する体制の確保を図ります。

#### (1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

教育・保育の一体的提供が可能な認定こども園の普及のため、国では、認可・認定手続きの簡素化など新たな設置や移行がしやすい制度としています。

本市においても、利用者ニーズや幼稚園、保育所等の事業者の意向、施設・設備要件の状況などを十分にふまえながら、今後認定こども園の普及を図ります。

#### (2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

子どもの健やかな育ちを保障するため、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠なことから、合同研修の開催などによる職員の資質向上や連携体制の構築を図りながら、人材の確保や育成に向けた支援のあり方を検討します。

#### (3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に子ども・子育て支援を実施することが求められていることから、すべての子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を行うため、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期の教育・保育の一体的提供や地域の子ども・子育て支援事業の質・量にわたる充実に取り組みます。

#### (4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育施設と3歳児未満の保育を提供する小規模保育施設等の地域型保育事業が相互に補完することにより、教育・保育の量の確保と質の充実が考えられることから、地域型保育事業を利用した子どもが満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう教育・保育施設と地域型保育事業の情報共有と連携支援を図ります。

## (5) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等が共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、共通点について理解を深め共有することが重要なことから、児童の交流や意見交換、情報交換など連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

### 市民の声

- ◆親のいろいろな状況によって預けられる認定こども園を増やしてほしい。
- ◆戸田市の子育て、教育現場の連携を進めてほしい。
- ◆「教育・保育環境の充実」とてもいいと思いますが、子どもを親・地域が育てる、家庭の絆を忘れさせない計画にしてください。



### ●市民インタビュー

平成26年1月14日に市内の子育てサークル、2月24日に公募の市民を対象にインタビューを実施しました。

#### 子育てサークルからの意見

- ・認定こども園、公立幼稚園があると良い
- ・小学生が野球、サッカー、自然の中などで遊ぶ場所があると良い
- ・小学生からの子育て支援の充実
- ・子育てサークル他いろいろな子育て活動できる場が必要

また、戸田市のいいところは、子どもが多いので、まち全体が子どもに対して寛容であるとのことでした。

#### 市民からの意見

- ・小学生がのびのびと遊べる屋外で、そこに行けば地域の人がいて、安全で子どもが自然と集まってくるような場所があればいいと思う。
- ・子育て広場は、ママ友作りに活用しているが、今度は子どもたちが自ら遊び友達作りができるような屋外の場所がほしい。
- ・子育て支援センターの子ども年齢や日時など利用内容や公園の遊具の種類を充実させて欲しい。
- ・ゲーム（LINEとか）以外でコミュニケーションを学ぶ必要やアウトメディアなど市や学校などと連携して行ってはどうか。
- ・保育園に申し込み待機になったが、保育園をただ増やすだけでなく、ニーズにあった園（認定こども園が魅力的）を増やしてほしい。

また、戸田市のいいところは、子連れが多いので、挨拶すると自然にかえってくる。子育て支援が充実している。公園、子育て支援センター、その他室内での遊び場がたくさんある。中学生までの医療費の助成。交通の便がよく、通勤に便利などでした。

### ●市民説明会

平成26年7月26日に「子ども・子育て支援新制度説明会」（託児付き）を実施しました。

#### 市民説明会での質問

- ・幼稚園や保育園などに新制度への移行調査はしているのか
- ・幼稚園や保育園が新制度に移行すると現行と何が違うのか
- ・市は、認定こども園への移行するよう促していくのか
- ・申し込みや待機児童はどうなるのか、保育所を新設していくのか

また、私立幼稚園が預かり時間の延長や夏休み期間の預かり、日々の一時預かりなどを多く実施してもらえばいいと思うなどのご意見がありました。

## 2 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた支援

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できる環境を整えるように取り組んでいきます。

### (1) 子育てに関する情報提供の充実

必要な人に、必要な情報が提供できるよう多様な媒体・機会を活用して、子ども・子育てに関する情報を提供します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
1 子育て支援情報の提供	市広報・ホームページ、PR紙などによる子育て関連情報案内の充実	こども家庭課

### (2) 子育て相談体制の充実

相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう、専門的なものから気軽に利用できる身近な相談窓口まで、多様で利用しやすい相談体制の充実に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
2 こども家庭相談事業	子育ての悩み、育児不安など児童に関する相談を実施。家庭訪問相談の体制の整備を図るとともに関係機関との連携を密にし、要支援家庭への相談・支援機能の強化・充実	こども家庭課
3 地域での相談事業	家庭児童相談員を派遣し、児童センター等で相談を実施	こども家庭課
4 子どもに関する相談	子どもの発達や育児相談等の各種相談を専門医等が実施。関係機関との連携により、迅速に対応できる体制の整備	福祉保健センター
5 保育所の育児相談事業	保育所の保育士による相談の実施。相談事業の周知	保育幼稚園課
6 子育て支援センター事業	育児不安についての相談を始め講演会、子育てサークルの育成・支援及び親同士の交流の機会の場の提供	保育幼稚園課



### (3) 多様なニーズに対応した保育の拡充

保育需要が高い0歳児、1歳児など低年齢児の受入枠の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの提供に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容	担当課
7	保育所の新設	民設民営による保育所新設の促進	保育幼稚園課
8	既設保育所の定員拡充	保育所待機児童数の状況により入所円滑化事業の対応	保育幼稚園課
9	低年齢児（0～2歳児）保育	低年齢児（0～2歳）の定員拡充	保育幼稚園課
10	延長保育事業	延長保育受入児童数の拡大	保育幼稚園課
11	休日保育事業	日曜、祝日の保護者の勤務等による保育ニーズへの対応	保育幼稚園課
12	病児・病後児保育事業	おおむね10歳未満までの児童で病気又は病気回復期のため、安静の確保に配慮が必要で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭保育が困難な時期、児童を専門施設で一時的に保育	保育幼稚園課
13	一時預かり事業（保育所型、地域密着型）	一時保育（緊急、非定型、リフレッシュ）の需要増加に対応するため、実施箇所の拡大	保育幼稚園課 こども家庭課

### (4) 保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう子どもの視点に配慮した保育の質の向上を図ります。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容	担当課
14	地域に開かれた保育所運営	保育所において、保護者等からの苦情に対し開かれた解決の仕組みを整備するため、第三者委員を設置	保育幼稚園課
15	保育所でのボランティア事業	高齢者や学生等のボランティア活動により、園児の保育を支援	保育幼稚園課

(5) 市民・民間企業等との連携

民間法人などの保育事業への参入を促進するとともに、家庭保育室など認可外保育施設に対して、良好な保育環境の整備に向けて指導・監督及び支援を推進します。また、地域での子育て支援であるファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
16 家庭保育室への助成	低年齢児保育、産休明け・育休明け保育の受入など良質な保育サービスの提供のための家庭保育室への助成	保育幼稚園課
17 民間保育サービスへの支援	私立認可保育所への支援の充実、家庭保育室など認可外保育施設への指導・支援の充実、公立保育園の運営の民営化（公設民営方式）の検討	保育幼稚園課
18 ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人が会員となって行う育児の相互援助活動	こども家庭課

市民の声

- ◆親同士や地域の人々などが交流できる場があるといいと思う。
- ◆子育てに関する情報について、1か所見れば全て情報収集できるようにしてほしい。
- ◆遊びや発達、ぐずった時の対応などテーマごとの相談会や同じ悩みを持った親が集まる機会があるといいと思う。
- ◆復職時期や4月入所など考えなくても保育園に入れるようになればいいと思う。



### 3 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭の把握に努めるとともに、必要な支援の実施により児童虐待の予防を図ります。

また、相談体制の強化及び子育て支援事業の充実を図り、児童相談所をはじめとする専門の関係機関との連携のもと虐待の早期発見・早期対応を実施するなど児童虐待防止対策を図ります。

#### (1) 児童虐待の予防

健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援が必要な家庭の早期把握による支援の実施や地域子育て支援拠点、子育て講座等の実施により子育て不安や負担感の軽減を図ります。

#### (2) 児童虐待の発見・相談体制の整備

要保護児童対策地域協議会における虐待の早期発見の徹底や子育て関連施設や市民への周知及び協力要請などにより、発見体制の充実を図ります。

また、虐待相談対応における組織的な対応及び適切な支援を実施するため、関係機関の協力を得ながら、専門の職員の配置や研修の実施など相談体制を強化し、必要な場合は遅滞なく児童相談所の権限及び専門的な知識や技術を求めるなど連携の強化を図ります。

#### (3) 社会的養護施策との連携

子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携や母子生活支援施設の充実など社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援へ活用していき、地域、関係機関の理解と協力のもと、里親制度の普及・啓発による里親の支援や児童養護施設等への支援など地域の中で社会的養護が行えるような支援体制を整備します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
19 要保護・要支援乳幼児家庭の把握	乳幼児健康診査未受診者の家庭訪問などを通じて、要保護・要支援家庭を把握	福祉保健課
20 要保護児童対策地域協議会	関係機関の円滑な連携と協力関係を築き、虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見と適切な支援を実施	こども家庭課
21 虐待通告義務の周知	虐待発見者の通告義務について、保育所、幼稚園、学校等の関係機関を含め、広く市民に広報	こども家庭課
22 児童保護体制	要保護児童を早期に発見し、児童相談所との連携の下、児童福祉施設等へ保護	こども家庭課
23 里親制度の普及	児童相談所との連携による里親制度の広報活動の充実と児童の受入れ体制の拡大	こども家庭課



## 4 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立や経済面、住居、子どもの養育など様々な困難を抱えていることや近年の社会情勢からますます厳しい状況にあります。

これらを受け、ひとり親が安心して子育てできる環境づくりとひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援に取り組んでいきます。

### (1) 子育て・生活の支援

#### ①母子・父子自立支援員による相談支援の充実

ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている子育て、生活、就労などの様々な問題の相談に応じられるよう、母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図り、ひとり親家庭等を支援します。

#### ②専門的な相談支援の情報提供及び連携

法律相談や家庭児童相談、DV相談など専門的な見地からの支援が必要となった場合に利用できる相談窓口を適切に案内し、連携を図りながら継続的な支援を実施します。

- ・法律相談 (防犯くらし交通課)
- ・家庭児童相談 (こども家庭相談センター)
- ・DV相談 (福祉保健センター)
- ・乳幼児健康相談 (福祉保健センター)
- ・教育相談 (教育センター)

#### ③ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の親が、疾病等などにより一時的に家事・育児等に支障が生じた場合などに、ヘルパーを派遣する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の利用の促進を図ります。

#### ④母子生活支援施設への入所支援

母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設への入所を図ることにより、母子家庭の自立に向けた支援を行います。

#### ⑤住居に関する支援

住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成する「ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成」と賃貸契約する際の債務保証制度の保証料を助成する「ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業」の周知及び利用促進を図るとともに、公営住宅等の情報提供を行うなど住居に関する支援を行います。

## ⑥情報提供の充実

ひとり親支援に関する各種制度をはじめとし、その他子育て支援制度全般や養育費の取決め等に関する事、母子寡婦福祉会に関する事などひとり親家庭の支援に寄与するための情報提供を行います。

## ⑦ひとり親家庭への学習支援

ひとり親家庭の児童への学習機会の充実や、進路などの相談を受けるなど、ひとり親家庭の自立に向けた学習支援の実施を検討します。

## (2) 就業支援

### ①母子・父子自立支援員による就業支援の充実

母子・父子自立支援員による就職に関する相談や「ハローワークマザーズコーナー」や各種媒体による求人情報、就職に関する講座等の情報提供の充実を図ります。

### ②母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進

個々の家庭状況・職業適性等を把握した上で自立支援プログラムを策定し、ハローワークの「生活保護受給者等就労自立促進事業」の活用を図り、きめ細かな就労支援を実施します。

### ③ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

就業を支援するため、指定された教育講座を受講した場合に受講料の一部を助成し、主体的な職業能力の開発の取組を支援します。

### ④ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

就業に有利な看護師・介護福祉士等の資格を取得するために2年以上修業する場合、一定の期間において生活の負担軽減を図るための費用を給付します。

## (3) 経済的支援

### ①児童扶養手当の給付

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、制度に関する必要な情報提供及び手当の適正な給付を行い、生活の安定と自立の促進に寄与することをもって、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。

### ②ひとり親家庭等医療費助成の充実

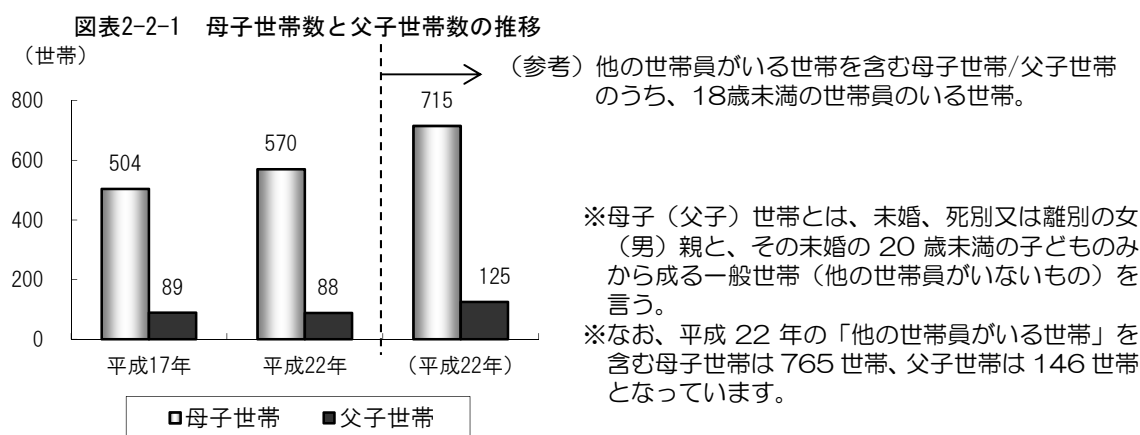
ひとり親家庭など医療費助成制度についての周知に努め、適正な助成のもと、利用の促進を図ります。

③遺児手当

遺児手当制度の周知及び適正な給付の実施により児童の成長に寄与し、あわせて生活の向上と福祉の増進を図ります。

④母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付の利用促進

就職や技能習得資金、子どもの修学・就学支度金などひとり親家庭の自立や子どもの福祉の増進のために必要な資金について、県が実施している福祉金貸付制度の案内や利用を促進し、ひとり親家庭の自立を支援します。



【次世代育成支援行動計画(後期計画)】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
24 家庭児童相談員による相談支援	子育てや生活の悩みなど、ひとり親家庭からの相談を受け、解決に向けた支援を実施し、状況に応じて関係機関と連携してひとり親家庭の自立を促進	こども家庭課
25 ひとり親家庭の自立促進支援	母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立を計画的・総合的に支援	こども家庭課
26 児童扶養手当支給事業	法に基づき、ひとり親家庭等で18歳になった年度末までの子(一定の障がいの有する子は20歳未満)の養育者に手当を支給(所得制限有り)	こども家庭課
27 遺児手当支給事業	死亡により生計維持者を失った児童の養育者に対して手当を支給(所得制限有り)	こども家庭課
28 ひとり親家庭就業支援事業	ひとり親家庭の親を対象に自立のための就業支援事業として教育訓練給付金又は高等職業訓練促進費を支給	こども家庭課
29 ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の一時的な生活援助のための家庭生活支援員の派遣	こども家庭課
30 ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対する経済的援助として、医療費の一部負担金等を助成(所得制限有り)	こども家庭課
31 ひとり親家庭住宅支援事業	ひとり親家庭の市内転居の際、家賃差額及び債務保証料を助成(所得制限有り)	こども家庭課

## 5 障がい児施策の充実

障がい等により、様々な支援が必要な子どもとその家庭が、地域で安心して暮らせることが重要です。子どもが将来的に自立し社会参加できるよう総合的な支援を行っていきます。

障がいのある子どもへの支援としては、相談支援体制や適切なサービスの充実、母子保健との連携による障がいの早期発見・早期療育、また障がい等に応じた教育・保育の環境づくりに取り組んでいきます。

### (1) 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業等を通じて、妊娠期における母子の健康保持に努めるなど、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。また、乳幼児期からの適切な予防接種の実施により、感染症の発症・蔓延を防止し、重症化予防に努めます。

そして、乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病や障がいの早期発見、早期治療・療育へとつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

### (2) 年齢や障がい等に応じた専門的なサービスの提供

障がい児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、障がい児支援の利用計画等を作成・活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

また、障がい児が地域の中で生まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などの障害福祉サービスを提供します。

### (3) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、育ちあえる環境を、各教育・保育施設において構成することが必要です。そのため、各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上などに継続的に取り組むことにより、受け入れ体制の充実を図ります。

また、障がい児の教育・保育施設の安定した利用を促進するため、児童発達支援センター等と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用し、教育・保育施設において、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

さらに、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいへの理解促進を図りながら、総合的な生活支援等を行います。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容	担当課
32	保育所、幼稚園等への児童観察指導	保育所、幼稚園からの要請により乳幼児、児童の発達、行動問題について観察、把握・診断を行い、保育士、教員、保護者への支援を実施	保育幼稚園課
33	特別支援保育（障がい児保育）	特別支援保育対象児童に対する保育士の適正配置	保育幼稚園課
34	特別支援学級及び通級指導教室の施設・設備の整備	小・中学生一人ひとりの障がいの状態に応じた教育環境をつくるために特別支援学級等の施設・設備の整備	教育総務課
35	発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する指導内容・方法の改善	就学支援委員会の充実と能力及び特性に応じた指導の充実を図るため、一人一人の実態に応じた適切な個別の教育支援計画・指導計画の作成	指導課
36	特別支援学級等の教職員研修	特別支援学級担当教員の専門的な研修の受講促進、障がいのある児童生徒の実態に応じた将来を見通した指導の工夫ができるよう研修を実施	指導課
37	障がい児の通園施設等に対する助成	市内で障がい児の通園施設等を運営している社会福祉法人に対する助成	障害福祉課

市民の声

- ◆気軽に相談できる専門の相談員がいてほしい。
- ◆虐待の通告は、どこまでプライバシーが守られるのか知りたい。
- ◆母子家庭への支援の充実を図って欲しい。父子家庭への支援についても周知してほしい。
- ◆障がい児に対する相談やサポート、利用できる施設など情報をわかりやすく教えてほしい。



## 6 子育てと仕事の両立に向けた支援

仕事と家事・育児等の両立などをはじめとする仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画社会の推進のため、広報・啓発に努めるとともに県その他関係機関等との連携を図りながら取り組みを進めていきます。

### （1）保護者に対する両立支援制度の適切な周知

新制度における利用者支援事業において、それぞれの家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、利用手続きなどの支援を行います。

また、父親の育児参加を積極的に促進するため、両親学級などの開催を通じて父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容	担当課
38	育児休業制度等の普及・定着	広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用し、育児休業制度の周知・啓発と、特に男性の育児休業制度取得向上に向けた広報の強化。各種助成制度の事業所への普及	経済産業振興課 協働推進課
39	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知	男女が共に仕事と家庭生活のバランスをとれるよう、各種制度や多様な就労形態の普及	協働推進課 経済産業振興課 こども家庭課

### （2）男女共同参画の意識づくり

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく男女が互いの人権を尊重しあいながら自分らしく生きることの大切さとともに、子育てに男女でかかわることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容	担当課
40	男女共同参画の学習機会の提供及び啓発	男女平等、男女共同参画、子育て支援等の講座などの実施	協働推進課
41	両親学級	夫婦共同で子育てをする意識の啓発	福祉保健センター

### (3) 相談事業の充実

女性の自立やドメスティック・バイオレンス(DV)など、男女共同参画にかかわる様々な悩みや問題の解決に必要な相談・支援を実施します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
42 女性の自立支援、男女の悩み・DVの相談	女性の自立支援や男女の様々な悩みの相談支援事業の実施。DVの相談支援と関係機関の連携を実施	協働推進課 福祉保健センター

### (4) 子育て後の就業支援

出産・子育て等のために離職した女性の再就職支援を行います。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
43 国・県・公共職業安定所等との連携による情報収集・提供	国・県・公共職業安定所等と連携し、就職全般に関する情報収集及び提供	経済産業振興課
44 就労支援・再就職等のための講座の開催	就労を支援する各種講座等を開催し、就職や再就職等に向けた支援の実施	経済産業振興課
45 ふるさとハローワークでの職業相談事業	ふるさとハローワーク相談員による求人・就職に関する相談や職業紹介など個々の就職活動の支援の実施	経済産業振興課

#### 市民の声

- ◆育休・産休制度を取れるよう、また、社会復帰の際の採用条件等の改善など企業に働きかけてほしい。
- ◆子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりをお願いします。
- ◆仕事、育児、家事、地域の活動など女性の負担は大きい。職場や家族など社会の理解が不足している。男性が仕事以外に活動する機会を増やすような取り組みをして欲しい。



## 7 母子保健の推進

母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠・出産・その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性について必要なニーズに合わせた支援や情報提供など、数値目標の設定及び施策の明示、それらの進捗状況の評価等総合的な母子保健の実施に取り組んでいきます。

### (1) 健康な妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康管理を支援するとともに、健康についての相談、知識の普及や情報の提供に努めます。また、妊娠を望む女性や家族が、不妊の不安を解消し、治療費助成など制度を活用できるよう支援します。

目標指標※	現状値	目標値
マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	—	50%
妊娠中の喫煙率	—	0%
妊娠中の飲酒率	—	0%
乳児家庭全戸訪問の割合	89.7%	98%

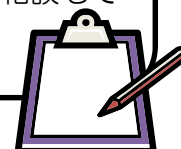
※目標値はすこやか21に示された目標値をもとに設定したものです。

### 【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
46 妊婦健康診査	医療機関委託で実施	福祉保健部
47 妊婦健康教育	妊娠・出産・育児に関する知識の普及と主体的に妊娠・出産に取り組めるための教室等の実施	福祉保健部
48 妊婦保健指導	電話・面接・訪問等による妊娠中から産後の育児まで必要な支援の提供	福祉保健部
49 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	産婦と赤ちゃんの健康の確認と子育て支援のために、看護職による家庭訪問を実施	福祉保健部
50 不妊治療の支援	県が実施する不妊相談や治療助成の周知	福祉保健部

### 市民の声

- ◆こんにちは赤ちゃん訪問で来てくれてとても助かった。そのあとも訪問など定期的であれば質問や不安の解消などできて良いと思います。
- ◆妊娠中に子育ての制度について説明がきけると便利だと思う。
- ◆予防接種の種類や回数が多いので、内容やスケジュール等の情報提供や、相談もできるといいと思う。





## (2) 健やかな成長・発達支援

### ① 疾病予防

各年齢の健康面や発育発達の状況の確認、養育面での問題を早期に発見し、早期の治療や支援につなげていくため、健康診査や未受診児対応を実施します。また、適切な時期に予防接種を受け、疾病の予防ができるよう情報提供を行います。

目標指標※	現状値	目標値
乳幼児健診受診率（4か月・1歳8か月・3歳6か月）	95.3%	98%
育児について相談相手のいる母親の割合	92.1%	98%
1歳8か月児健診までの予防接種完了率（四種混合）	96.7%	98%
1歳8か月児健診までの予防接種完了率（麻しん・風しん）	—	94%

※目標値はすこやか21に示された目標値をもとに設定したものです。

#### 【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
51 乳幼児健診	疾病の早期発見、発達の促進、育児支援などを目的に、4か月児・1歳8か月児・3歳6か月児健診などを実施	福祉保健課
52 予防接種事業	四種混合・麻しん、風しんなどの定期予防接種の実施。予防接種スケジュール管理システムなどによる接種勧奨。	福祉保健課

### ② 乳幼児健康相談・支援の充実

親が子育てに関する情報を積極的に入手でき、子育てに悩んだとき相談できるよう、気軽な相談から専門的な相談まで、多様な相談場所の整備に努めます。

#### 【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
53 乳幼児保健指導	乳幼児の健康、子育てなどについて、電話相談専用ダイヤルを周知し、電話相談を実施	福祉保健課
54 発達相談	発達の問題について、専門職による診断や相談の実施	福祉保健課

### 市民の声

- ◆子育てに対する医療的質問や、薬等に対する対処方法など気軽に受けられる場所や反抗期のことについてもサポートしてほしい。



### ③「食育」の推進

心身の健康の基礎として、乳幼児期から安定した生活リズムの中で適切な食事のとりかたや望ましい食習慣を定着させ、食を通じた豊かな人間性を育むための取り組みを進めます。

目標指標※	現状値	目標値
出産後 1 か月時も母乳育児の割合	50%	60%
朝食を欠食する 3 歳児の割合	2.3%	2%

※目標値はすこやか 21 に示された目標値をもとに設定したものです。

#### 【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
55 乳幼児栄養相談	管理栄養士等による栄養や食生活の相談を実施	福祉保健課
56 離乳食学級	離乳食の前期と後期に離乳食の進め方や作り方、試食等の講習を実施	福祉保健課
57 保育所幼児組の完全給食	家庭の負担軽減を図るとともに、楽しい食事の仕方や習慣が身につくよう、公立保育所で米飯等の主食を提供	保育幼稚園課
58 食育計画	家庭との連携の下、食に関する生活習慣の援助を保育計画に基づき実施	保育幼稚園課

### ④事故等の防止対策の充実

子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群の予防に努めます。

目標指標※	現状値	目標値
乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合	—	98%

※目標値はすこやか 21 に示された目標値をもとに設定したものです。

#### 【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
59 事故防止についての知識の普及	乳幼児健診や相談の場において、事故防止の知識の普及・啓発	福祉保健課
60 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防	乳幼児突然死症候群発症の危険性とその予防対策について、保護者に情報提供	福祉保健課

## 8 子どもの健全育成の推進

共働き家庭等の児童の生活の場や放課後児童が安全・安心に過ごせる場、多様な体験・活動ができる場を整備し、また、いじめ、不登校、非行など、児童をめぐる様々な課題への対応において、学校などの教育関係機関や地域との連携や協力体制を深めながら、次代を担う人材の健全育成を図るとともに、社会生活上困難を有する子ども・若者の支援を推進していきます。

### (1) 放課後事業の推進（放課後子ども総合プラン）

#### ①学童保育室の充実

増加する入室児童や学童保育ニーズに対応するため、事業内容の充実や年齢対象を拡大し、小学校6年生までの児童を受け入れるとともに、保護者等のニーズの多様化や入室児童の増加に対応するため、民間学童保育室の設置を推進します。

また、職員が必要な知識や技術を習得するための研修などを実施し、指導員の資質の向上を図ります。

#### ②放課後子ども教室事業の推進

小学校の余裕教室、校庭、体育館等を活用するなど放課後や長期休業中において子どもたちに安全・安心な居場所を設け、スポーツや文化活動などの体験活動・交流活動の活発化を図ります。

また、地域の高齢者や育児経験豊富な市民などの地域人材を養成し、加えて子育て・教育支援団体や大学生、民間教育事業者等の協力を得るなど地域住民の参画を促進し、開催日数及び内容の充実を図ります。

#### ③学童保育室と放課後子ども教室の一体運営の推進

放課後子ども総合プランに基づく、学童保育室と放課後子ども教室の一体型については、現在全小学校（12校）にて学童保育室と放課後子ども教室の双方を同一校内にて実施しています。今後においては、学校施設の使用状況や事業の運営方法等について、運営委員会を設置するなど教育委員会との連携のもと協議を進め、全ての児童への安全・安心な居場所の提供や放課後等の多様な活動の場を広げ、一体型の更なる推進を図ります。

#### ④青少年の居場所事業の拡充

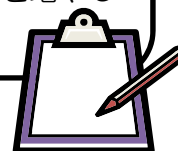
10代を中心とした子どもの居場所や自主的な遊び場を提供する「青少年の居場所」、「青少年の広場」や「児童センター」について、開催日数や内容等の拡充を行い、子どもの心身の健やかな成長を図ります。

## (2) 教育関係機関や地域との連携の推進

学習や教育相談などにおいて教育関連事業との連携を図るとともに、いじめ、不登校、非行など、児童をめぐる様々な課題に対して、地域の子どもは地域で育てるという理念のもと、教育関係機関をはじめとして、青少年を育てる地域の会、学校応援団などの地域の方々との連携を深め、協力体制を強化することにより、児童の健全育成を推進します。

### 市民の声

- ◆ボール遊びなど子どもが自由に遊べる広場がほしい。
- ◆工場見学やハイキング体験、スポーツイベントなど小学生が参加できるイベントを増やしてほしい。
- ◆不審者情報など多いため、子どもが室内で安心して遊べる児童センターなどを増やしてほしい。



## (3) 子ども・若者育成支援の推進

次代の社会の担い手である子ども・若者をめぐる環境の悪化に伴い、社会生活を円滑に営むことが困難である子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成をするための総合的な育成支援をするために制定された、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策を推進していくとともに、関係機関との連携や情報提供に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容	担当課
61	学童保育室の充実	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童に、放課後の遊び及び生活の場の提供の充実	児童青少年課
62	放課後子ども教室	小学校の余裕教室や校庭等を活用して子どもたちの安全・安心な居場所を設け、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの体験活動・交流活動を促進	児童青少年課
63	青少年の居場所の確保	10代を中心とした子どもの居場所確保としての「青少年の広場」・「青少年の居場所」の充実と青少年が参加できる各種講座の充実	児童青少年課
64	児童センター運営事業	自由な遊び空間の拡張、中・高生の利用に向けた施設の充実などの整備推進。幅広い年齢層に対応した展示物・館内設備の計画的な見直し	児童青少年課
65	子ども会・スポーツ少年団等活動の支援	子どもの遊びや地域行事、ボランティア活動、スポーツなどの地域活動の支援	児童青少年課
66	通学合宿	家庭を離れ地域の施設を利用し、異年齢児童との共同生活や体験活動を行いながら学校に通う通学合宿の実施	児童青少年課
67	青少年相談員活動	青少年祭り、はたちの集い、三市青少年の船等への相談員の協力	児童青少年課
68	非行等の防止対策	キャンペーン、青少年健全育成大会、街頭補導等の青少年対策の実施	児童青少年課
69	地域ぐるみの青少年の健全育成	児童青少年が健やかに成長できるよう、家庭・学校・地域及び青少年団体と連携を図り、安全な地域づくり、110番の家など各関連事業の実施促進。青少年問題協議会の運営	児童青少年課

